



王塚古墳のある町

桂川町 けいせんまち
KEISEN TOWN

移住定住支援

移住定住奨励金等交付事業

最終更新日：2024 年 6 月 1 日

新たに町内の住宅（新築・中古問わず）を購入して、定住意思のある世帯に対して、これからのまちづくりに参加いただくことへの感謝の意を込めて、住宅・土地にかかる固定資産税相当額にあたる額面の金券及び町特産品等を贈呈します。

1. 奨励金等の交付要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 1) 令和 5 年 1 月 2 日～令和 6 年 1 月 1 日までの間に床面積 50 m²以上の生活の本拠となる居住用の新築または中古住宅を取得した世帯（ただし、相続・贈与による取得、別荘等の購入は除く）
- 2) 購入者（夫婦は両方）が桂川町の住民基本台帳に登録され、夫婦の双方又は一方が 1) の住宅に住民票を移していること。
- 3) 申請から 3 年以上継続して居住する意思があること。
- 4) 申請日において、町税等の滞納がないこと。
- 5) 行政区に加入していること。
- 6) 暴力団員でない、又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

2. 奨励金等の額（千円未満は切り捨て）

- 1) 住宅取得翌年度以降、最初に住宅・土地に課税される固定資産税に相当する額面（上限 10 万円）の商品券
- 2) 桂川町ふるさと応援寄付金事業で返礼品として町が取り扱う特産品の中から希望する 2 品

3. 認定申請期間と申請先

【認定申請期間】 令和 6 年 5 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日の役場開庁時間中

【受付場所】 桂川町役場企画財政課企画広報係（電話：0948-65-1085）

4. 奨励金等交付申請等手続き

【必要書類】

- 1) 桂川町移住定住奨励金等受給資格認定申請書
- 2) 誓約書
- 3) 行政区加入証明書
- 4) 対象となる住宅建物の登記事項証明書の写し
- 5) 対象となる住宅建物の位置図（付近見取り図）、及び各階平面図
- 6) 桂川町移住定住奨励金等請求書